

鎌倉市 財政報告書

平成20年度

[[はじめに]

平成20年度は、平成18年度から22年度までの第3次総合計画・第2期基本計画・前期実施計画の第三年度に位置付けられますが、この間、国の施策や地方財政対策の動向、経済情勢の変化などを受け、取り巻く環境条件が大きく変わってきています。また、市の事業についても、予定通り進んだもの、進捗が遅れているもの、当初は想定していなかった新たな事業への対応など、新たな整理が必要になっております。

平成18年2月時点での推計値では、実施計画期間内に見込まれる財源不足額は約74億円、18～20年度の三ヵ年度でも約30億円の財源不足が見込まれていました。これまでのところ、当初の推計値以上に経常的経費が伸びていることや、予定していた中央公民館分館跡地の処分の遅れなどにより、財源不足解消の目処が立っている状況ではありません。

具体的な数値に基づく積算は、19年度の決算を待たなければなりません。いずれにしても、いま置かれている鎌倉市の財政状況、今後市として取り組んでいかなければならない施策・課題などを再吟味し、現在の環境・諸条件に則した事業の再構築を進めていく必要があります。

このため、20年度は第2期基本計画に予定したとおり、実施計画事業のローリングを行い、あらためて21年度から25年度の中期実施計画の策定が行われる予定です。当然、期間内の財政推計を試算し、新たな財政計画も策定しなければなりません。これまで以上に、「持続可能な財政基盤の維持」「身の丈にあった財政運営」が求められることになると考えています。

昨年6月、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が成立し、戦後半世紀以上にわたって見直されることがなかった地方財政再建制度の抜本的な見直し行われました。この中で新たな財政指標などがつくられています。自治体の財政再建のためのツールとしてだけでなく、これら指標の議会への報告、市民周知の徹底が義務付けられており、財政運営の市民統制が大きな要素になっています。

あわせて公会計制度改革の中では、新たな財務諸表を整備し、財務情報を民間企業の「有価証券報告書」並みにディスクローズする試みも進められております。これらの動向は、持続可能な行財政運営を継続していくためには、財務情報を市民にオープンにしていくことが重要な鍵になるとのことからだと考えます。

制約のある財源の中で、いかに効率的な行財政運営をしようとしているのか、どのような事業の選別をしようとしているのか、またそれに伴って将来世代にどの程度の負担を求めるのかなど、すべての財務判断に明確な説明責任が求められる時代になっていますが、まずは財政情報の共有と、直面している課題に対する共通認識が不可欠になります。

今後の財政運営のあり方を広範に議論していくための素材として、平成20年度予算を編成するにあたって考慮した財政状況・財政環境等を取りまとめたものが、この報告書になります。

1 20年度予算の状況

平成20年度の鎌倉市一般会計予算の総額は558.8億円と、前年度に比べて約9.4億円(1.7%)の増加になりましたが、この中には20年12月に償還を迎える「鎌倉みどり債」の借換え分15億円が含まれているため、それを除く予算総額は約543.8億円と前年度比約5.6億円(1.0%)の減になっています。平成19年度に団塊世代の大量退職を終えたことから、退職手当をはじめとする人件費については、約8.5億円の自然減を見込みましたが、予算総額では5.6億円の減にとどまっていることは、人件費を除く経費については、依然拡大基調が続いていることを物語っています。特に扶助費や福祉関連の特別会計の繰出金が継続的に伸び続けており、社会の成熟化に伴い今後右肩上がりの税収増が期待できないなかで、いかに扶助費や社会保障給付費等の増大に対応していくかが大きな課題になっています。

[他市の予算は・・・]

政令市を除く県下17市の予算額の平均は前年度比0.5%増になっています。前年度より予算総額が増えた市は8市、減った市8市、増減のない市が1市です。

最も大きく予算額を伸ばした市は南足柄市で5%増、反対に最も減額率が大きかった市は大和市の4.8%です。

鎌倉市の市民一人あたりの予算額は322,144円で、南足柄市、厚木市、三浦市に次いで県下4番目(県平均は291,401円)です。

【歳入について】

市税

歳入の根幹をなす市税は367.3億円と、前年度当初予算比で約1.8%、額にして6.7億円の減を見込んでいます。

平成19年度当初予算では「景気の着実な回復」等を背景に、市民税(現年分)については、199.5億円と、18年度当初予算との比較において、19億円、10.5%の増を見込んでいましたが、景気動向が鈍化する中で、当初の想定どおりには伸びず、19年度の補正後額は190億円と、当初予算との比較においては9.5億円の減額補正を行いました。

平成20年度の市民税見込みはその額をベースに行いましたが、従来所得税で行っていた還付を住民税で対応する制度改正などで1.2億円の税収減を生じること、また、これまで3億円の減収と試算していた住民税のフラット化に伴うマイナス影響額も、直近の課税データをも

とに再計算したところ4億円の減収に拡大していることなどから、前年度予算比7.2億円減の192.3億円に見込まざるを得なかったことがその主な要因になります。

なお、サブプライムローンや原油高の影響などが、雇用・消費などの実体経済に現れ始めており、新年度に入ってから景気動向・指数の下方修正が相次いでいます。予算額どおりの市税の確保が見込めるかどうか、決して楽観視できる状況ではなく、今後も市税収入の動向からは目を離せない状況です。

平成19年度、三位一体改革による国庫補助負担金の削減にあわせ、住民税のフラット化による税源移譲が行われました。鎌倉市の国庫補助負担金の削減額は、一年間あたり7億円であったため、本来、それに代わる税財源の移譲が行われなければならないにもかかわらず、鎌倉市の場合、税制改正によりマイナス4億円という移譲結果になっています。鎌倉市のように、税源移譲がマイナスとなる逆転現象が生じた市町村は、県内では逗子市と葉山町になりますが、全国でも20団体程度という極めて稀なケースであります。

鎌倉市としては、国庫補助負担金を削減され、なおかつそのための代替措置もマイナスということはあってはならないと、県・国に適切な税源移譲を強く要望してきましたが、今のところ改善の見通しは立っていません。

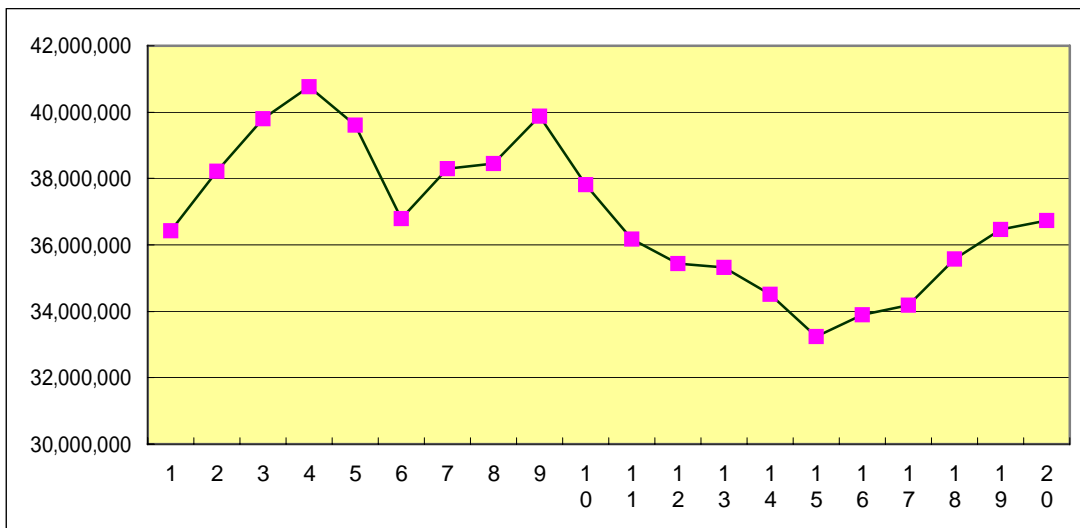
[他市の市税見込みは・・・]

県下17市の市税の前年度対比は0.7%です。特に市民税はどの市も厳しい見込みを立てており、11市が前年度比マイナスを見込んでおり、平均で1.9%の落ち込みになっています。市内法人の業態による法人市民税の差が目立ち、南足柄市のように前年度比7.6%増の見込みを立てている市から、横須賀市、厚木市のように30%以上の減収見込みを立てている市と、市によって著しい差が生じています。

鎌倉市は、大手企業の減益等の影響を受け、法人市民税を前年度比12.5%で見込んでいることにより、個人・法人を合わせた市民税の前年度比は3.5%と、県内平均よりも大きな減収率を示すことになりました。

[市税の推移]

単位：千円



表内数値は、18年度までは決算額、19年度は決算見込み、20年度は予算額になります。
 平成6年度の市税の落ち込みは国の特別減税の影響で約30億円の税収減が生じたため、平成10年度以降の落ち込みは国の恒久的減税により20億円以上の減収効果が生じたことに加え、消費税の引き上げや企業収益環境の悪化などに伴い景気の長期低迷傾向が続いたことによるものです。

18年度、19年度は定率減税の廃止により約12億円の増収効果が見込みましたが、この間、減税補てんとして国から交付されていた地方特例交付金がほぼ同額削減されたため、歳入全般としての増収効果はなかったのが実情です。

地方財政の根幹をなす市税については、このように国の財政政策等の影響を大きく受けるものであり、市がなかなかコントロールできないのが実情です。

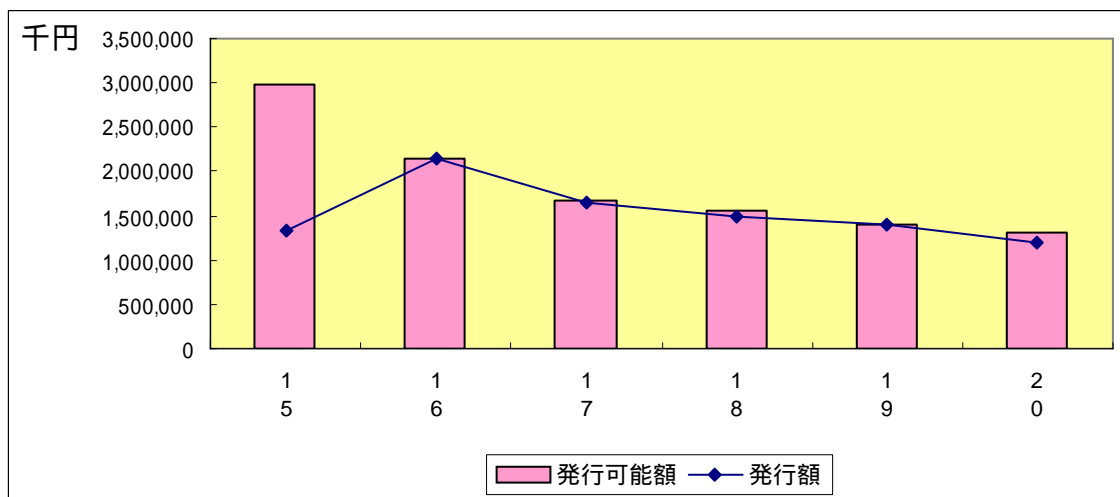
なお、平成6年度以降の減税影響額は約250億円と試算していますが、市では約140億円の減税補てん債を発行し、減税措置に伴う財源不足に対応してきました。

市債

平成20年度予算では、財源不足解消策として臨時財政対策債12億円を計上しています。

平成20年度予算の編成においては、最終的に約14億円の財源不足が生じました。財源不足への対応は、家計と同様に貯金の取崩しか借金に頼るしか方法はありませんが、退職手当のピークへ対応してきたこともあり、財政調整基金の19年度末残高見込みは19億円程度になっています。そこからさらに14億円を取崩してしまえば緊急対応時に使える手元資金が枯渇してしまうため、不足財源のうち12億円は臨時財政対策債を活用し、残りは財政調整基金の取崩しで対応することにしました。

平成15年度以降の臨時財政対策債の発行可能額と発行額



市が発行する地方債は、基本的に投資的な事業に充てることが原則とされ、単なる財源不足を補うための市債発行は認められておりません。しかしながら、平成13年度以降、恒久的な地方の財源不足解消策として特例的に「臨時財政対策債」の発行が認められています。低利・長期での借入れができるため、ほとんどの自治体が活用していますが、国から認められる発行可能額は年々減ってきています。なお、現時点では21年度まで臨時財政対策債の発行が制度的に担保されていますが、22年度以降の取扱いは未定です。

その他

平成16年度からの三位一体改革で4兆円以上の国庫補助負担金が削減されましたが、その一環として国庫補助金等のスリム化、交付金化がなされました。交付金化は、それまで利用勝手の悪さ、硬直化が指摘されていた国庫補助金を、弾力的な活用ができるようにするための改革ですが、その中の一つに「まちづくり交付金」があります。これは、市町村が作成する「都市再生整備計画」に基づき実施される事業に対して事業費の40%が交付されるもので、鎌倉市も平成17年度から22年度までに約29億円の事業を対象に交付の申請を行っています。平成19年度までに約9億円の事業が進捗し6.6億円（進捗事業費の73%）が交付される見込みです。約3億円が前倒し交付されていることとなりますが、この3億円は財政調整基金の中にプールしておくべき額ということになります。言い換えれば、20年度から22年度は、20億円の事業に対して5.2億円（26%相当）の交付金しか見込めないことになるため、後年度の財源対応を視野に入れた財政調整基金の管理が必要になります。

【歳出について】

人件費

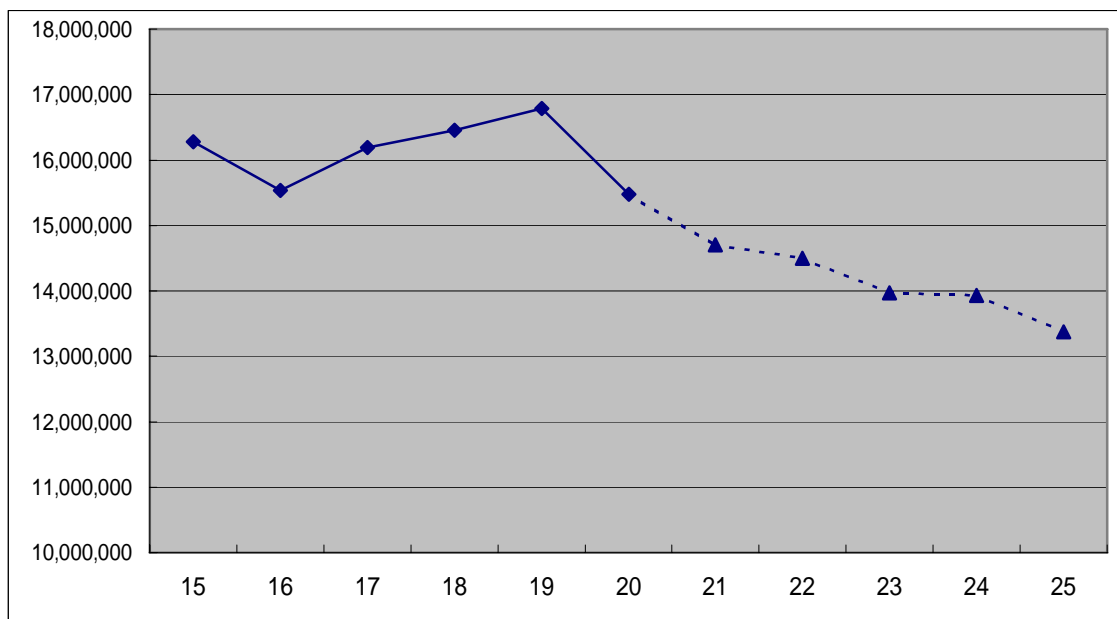
人件費は154.1億円と、対前年度比8.5億円の減になりました。退職手当のピークを終え退職手当が4.2億円減（16.3億円）になること、職員の新陳代謝が進み給料も2.6億円の減（59.2億円）になったことなどが主な要因です。

現状で推移した場合、平成20年度の人件費比率は28.5%と、3年ぶりに30%を切る見込みであり、人件費は今後も長期的に低下局面に入ったものと捉えています。

しかしながら、超過勤務手当・休日手当は、平成14年度を底に年々上昇傾向にあります。

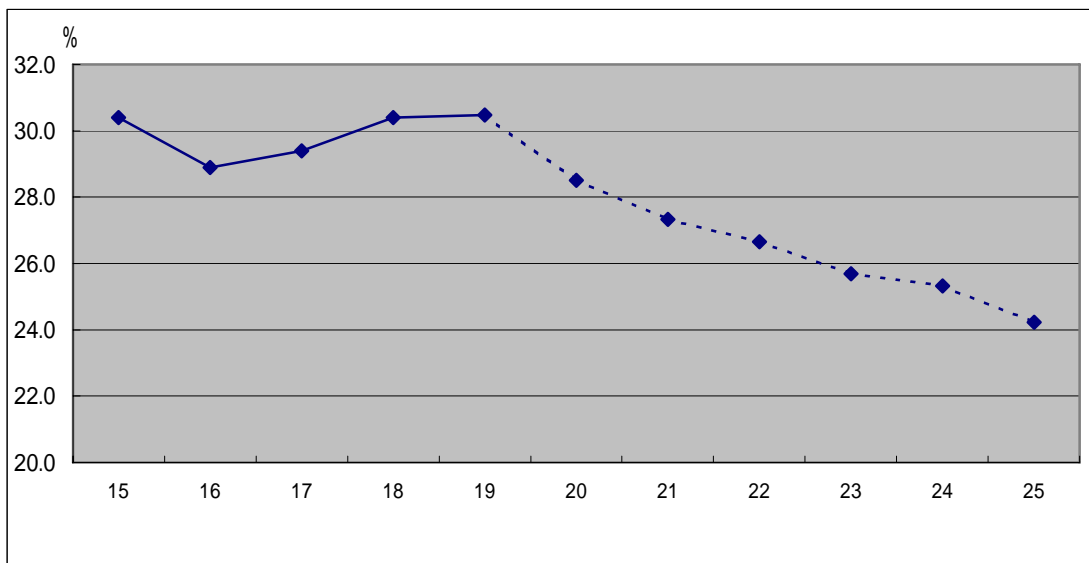
人件費の推移と今後の見込み（普通会計）

単位（千円）



人件費については、18・19年度の団塊世代の大量退職を終え、長期的に下落トレンドに入ったことが伺えます。21年度以降の数値は推計値になります。

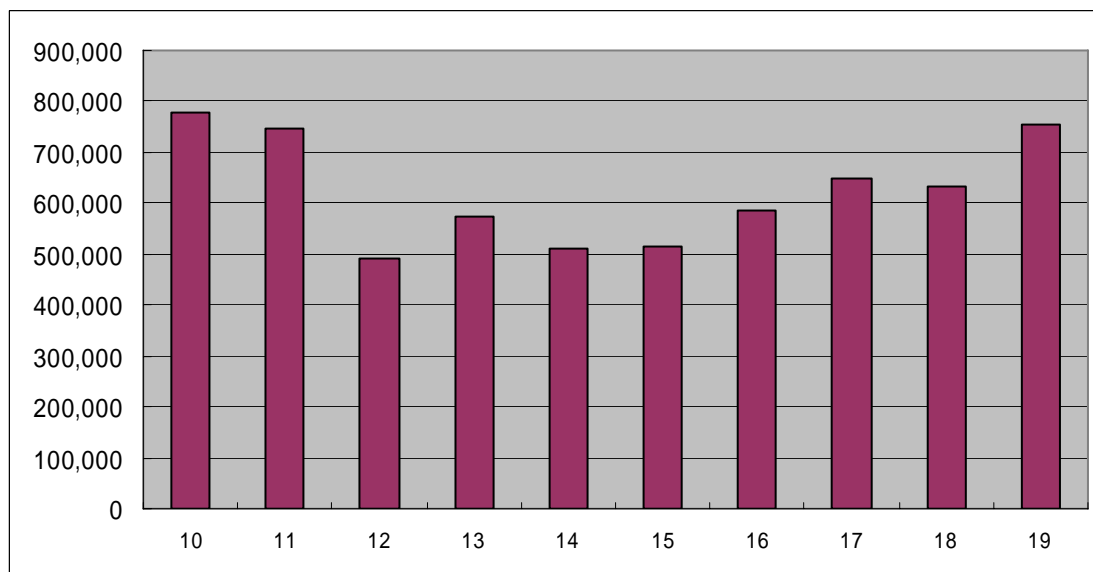
人件費比率の推移と今後の見込み（普通会計）



人件費の長期的な減少に伴い、人件費比率も改善していく見込みです。

超過勤務手当・休日手当の推移

単位（千円）

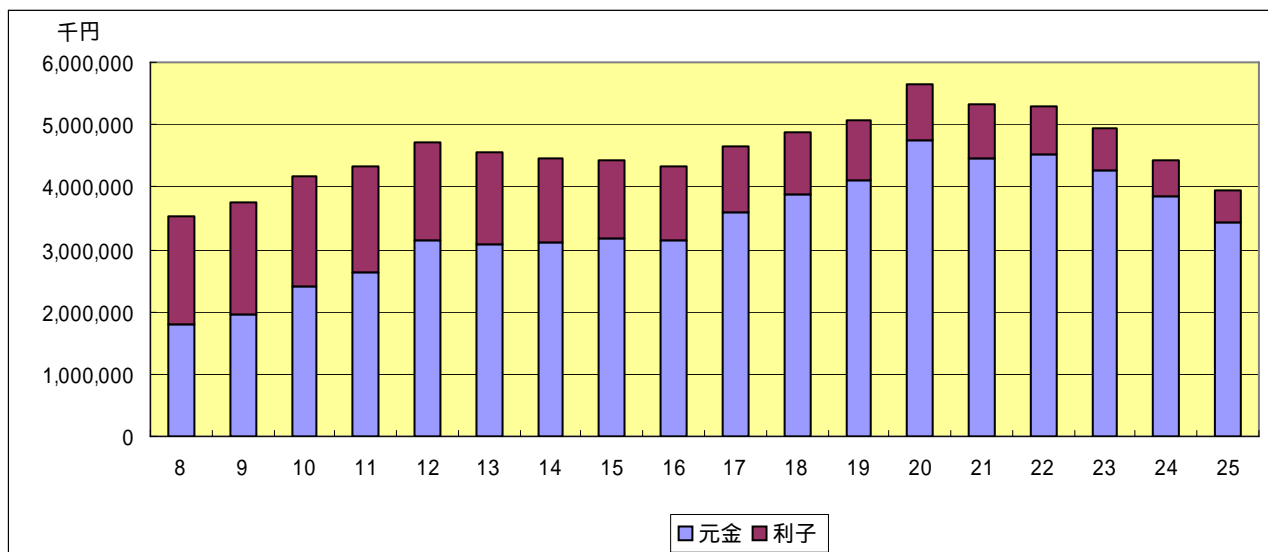


12年度をボトムに増加してきています。16年度・17年度は台風22号・23号の処理のために超過勤務手当等が増えましたが、その後も増加傾向が続いています。

公債費

公債費は71.8億円と、前年度に比べ約20.5億円（12.9%増）の大きな伸びを示していますが、20年度に満期を迎える「鎌倉みどり債」20億円の元金を返済するためです。これを除く公債費は51.8億円とほぼ前年度並みになります（19年度51.4億円）。

一般会計公債費（元金及び利子）の推移

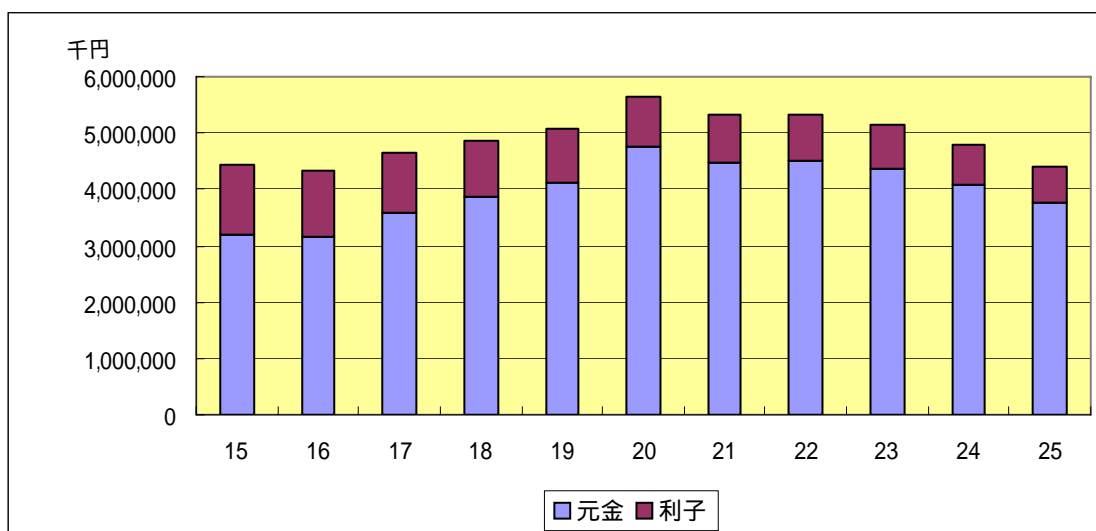


20年度は「鎌倉みどり債」の借換分15億円を除いた額になります。

平成8年度は公債費に占める元金と利子がほぼ同じ割合でしたが、高利で借り入れた時代の市債の償還が進み、公債費に占める元金返済部分が大きくなっており、市債残高が減少しやすい環境になっています。

21年度以降の額は、現在既に借入れを行っている公債費の償還額になりますが、平成17年度以降に公債費が増加しているのは、20年以上の長期借入れを抑え、起債対象事業の耐用年数等を見極めるなかで10～20年未満での借入れを中心にしてきた結果です。平成10年度の起債状況は償還期間が20年以上のものが全体の77%でしたが、18年度は70%にまで低下しています。当然、単年度あたりの公債費は増え、起債制限比率などは高くなりますが、仮に25億円を2%で借りた場合、返済総額は償還期間10年では約28億円ですが、25年では約32億円になるため、財務効率等を考え後年度負担に配慮した借入れを行ってきました。

都市基盤整備を進めていくには今後も一定の市債の借入れが必要になります。今後、毎年度25億円（20年度借入れと同水準）を金利2%・償還期間20年で新規借入れすると仮定した場合の公債費の推移を表したものが次の表になります。

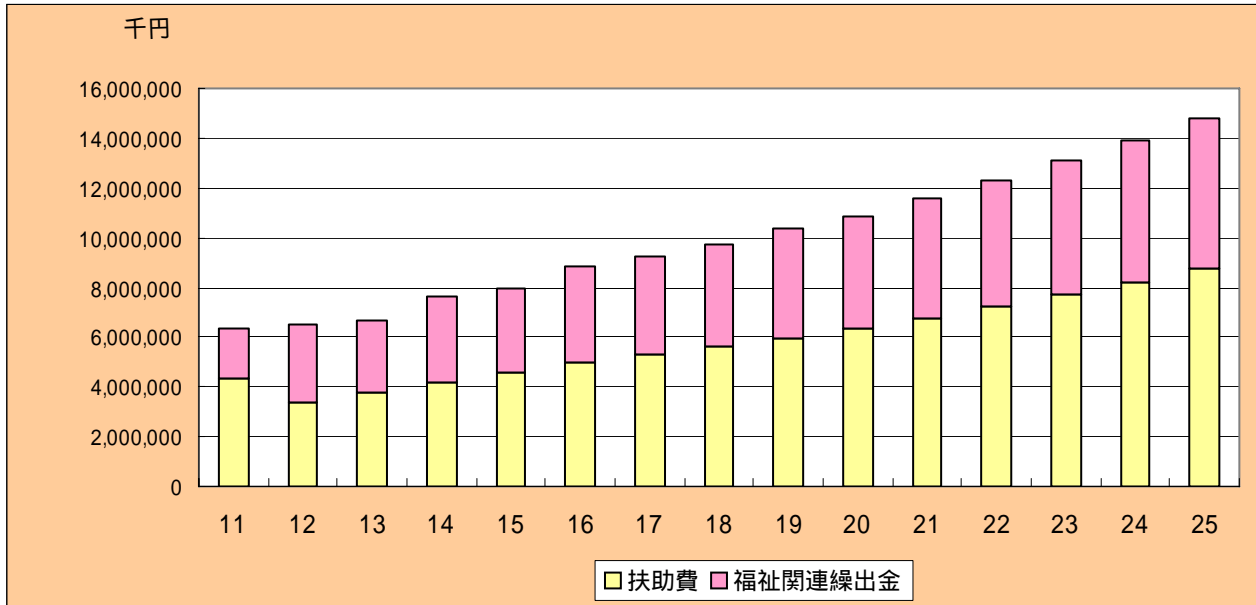


この場合でも、公債費は逐次減少していくことがわかります。

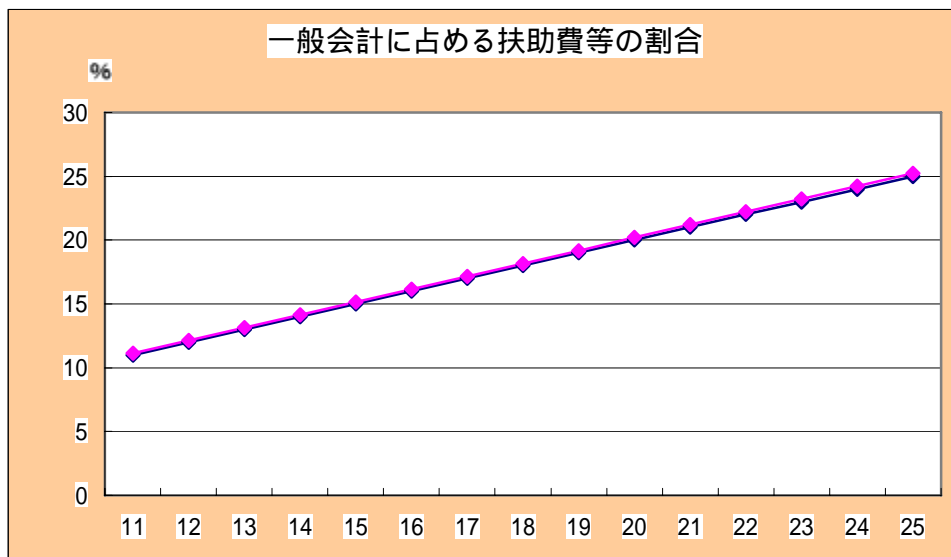
扶助費及び福祉関連の繰出金 108.5億円（対前年度比+4億円）

扶助費及び福祉関連繰出金は毎年恒常的に増加をしておりますが、少子高齢化が進むなか、この傾向は今後さらに続くことが予想されます。平成11年度は約64億円であった当該経費ですが、この10年間で1.7倍になり、平成20年度予算は108.5億円になっています。今後も、公債費及び人件費の縮減額を上回る扶助費等の伸びにより義務的経費が拡大し、財政の硬直化が進むおそれがあります。

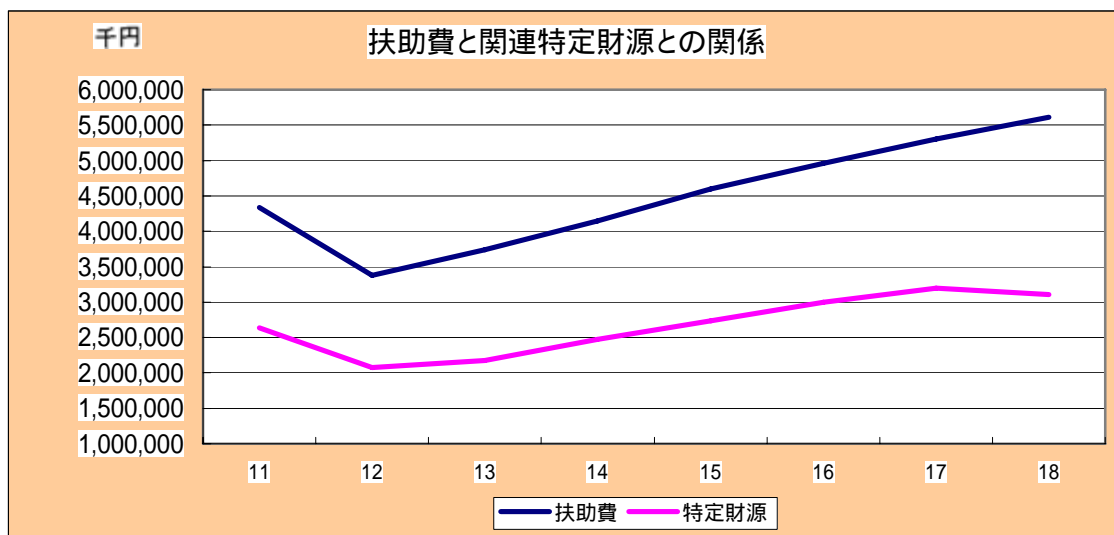
扶助費及び福祉関連繰出金の推移と今後の見込み



21年度以降は、このままの傾向で増えつづけた場合の想定値になります。



一般会計に占める「扶助費及び福祉関連繰出金」の割合も当然、上昇していくこととなりますが、都市基盤整備や施設の老朽化対策などの経費を圧迫し、それら財源の捻出に大きな影響を及ぼすおそれがあります。



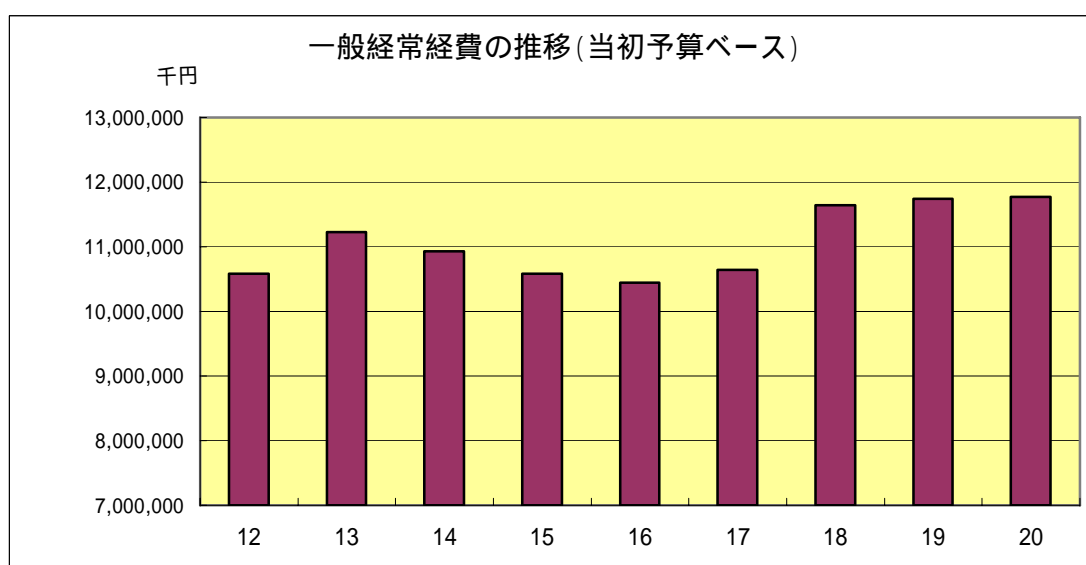
「扶助費」と国庫支出金などの関連特定財源の関連を示しています。平成16年度からの三位一体改革に伴う国庫補助負担金の改革等の影響もあり、扶助費が伸びているにもかかわらず関連特定財源は縮小しており、市の一般財源で対応していかなければならない部分が増えています。

その他

ア 一般経常経費（シーリング対象事業）

人件費、公債費及び扶助費の義務的経費、他会計への繰出金などを除いた、いわゆるシーリングの対象となる一般経常経費（各種委託料・需用費・手数料など）は117.7億円と、前年度に比べ約3,000万円の増になりました。

平成20年度は、一般経常経費を中心に1.5%の削減を行い、約1.5億円の経費を捻出しましたが、結果的にこの「一般経常経費」が3,000万円の増になったのは、税制度や各種手当の支給などに係る国の制度改正や光熱水費等の値上げ分の反映等により新たに市が対応しなければならない経費の増が約1.8億円あったためです。



平成14年度から16年度にかけて5～10%のシーリングを行い、一般経常経費の圧縮を図りましたが、最近では拡大を抑え前年度並みの水準にとどめることが精一杯の状況になってい

ます。

これは、平成6年度から続くシーリングの結果、既に切り詰められている経費をさらに切り詰めていくことが段々容易ではなくなっていることでもあります。社会環境や市民ニーズの変化等に伴い、市がやらなければならない事業、例えば「予防接種の対象者の拡大」「NOX規制に伴う車両の入替え」などが増えていることも一因です。

事務事業の見直しにより捻出する財源以上に、国の制度改正等の影響を受け新たに手当をしなければならない事業が増えているのが実態です。通常は、国の制度改正等に伴うこれら経費の財源については、国も一定の責任を負うべきものですが、国庫補助負担金の改革により、補助負担金の新規創設が困難になるなか、ほとんどの経費の財源対応は交付税措置という対応になっているのが現状です。この場合、鎌倉市のような交付税の不交付団体は、何の手当てもないまま支出だけが増えていくこととなりますので、それだけ市の裁量で使うことのできる財源が圧迫されていくこととなります。

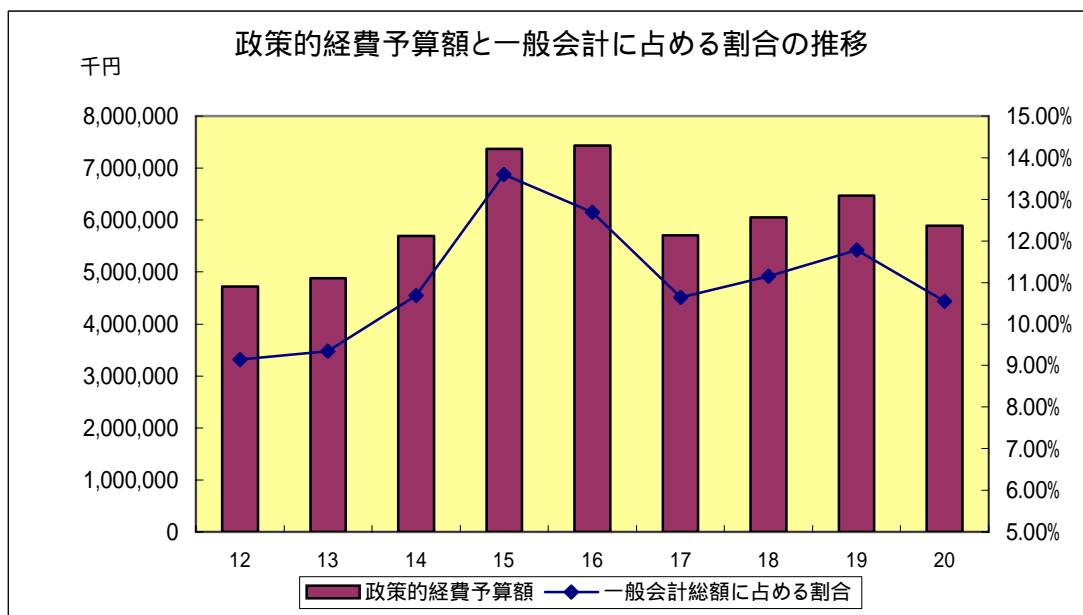
平成17年度から18年度にかけて、当該経費が約10億円増えていますが、これは平成15年度から17年度の間にも新規に立ち上げた実施計画事業について、ランニングコストやシステムリース料など、経常的にその後も残っていく経費を一般経常経費に移し変えたためです。実施計画事業についても、立ち上げの際の経費だけでなくランニングコストなどにも十分留意した上で事業採択をしていかなければ、一般経常経費の増加要因となり、それだけ後年度に使える財源を圧迫していくこととなります。

イ 政策的経費

平成20年度に予算化した政策的経費の合計は約59億円と、前年度に比べ約5.7億円減少していますが、深沢JR用地の取得、深沢地域福祉センター建設工事、大船駅連絡通路の完了など、大型事業が竣工したことが主な要因です。20年度も新たに医師会立産科医院の設置に係る補助、川喜多記念館建設工事、七里ヶ浜駅のバリアフリー化、腰越漁港改修整備工事、大船駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事などの各種基盤整備についての予算措置を行いました。

平成21年度以降の実実施計画事業のボリュームがどの程度になるかは、今後のローリング作業を待つこととなりますが、活力ある鎌倉市を維持し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、将来を見据えた都市基盤整備等がこれからも必要となります。

一方で、扶助費をはじめとする福祉関連経費が伸び続けていること、その他の経常経費についても一定の市民サービス水準を確保していく上で継続的に削減を進めていくことが段々困難になっていること、加えて、歳入面でも右肩上がりの市税の増収を前提にした財政状況を展望できる環境にないことなどを考えあわせた場合、これまでに増して計画的・効率的な行財政運営が求められます。このため、ローリング期間に対応した新たな財政計画と行政経営戦略プラン等を策定し、市民のニーズに則した実施計画事業が、無理のない行財政環境の中で展開できるよう、全庁的な英知を結集していく必要があります。



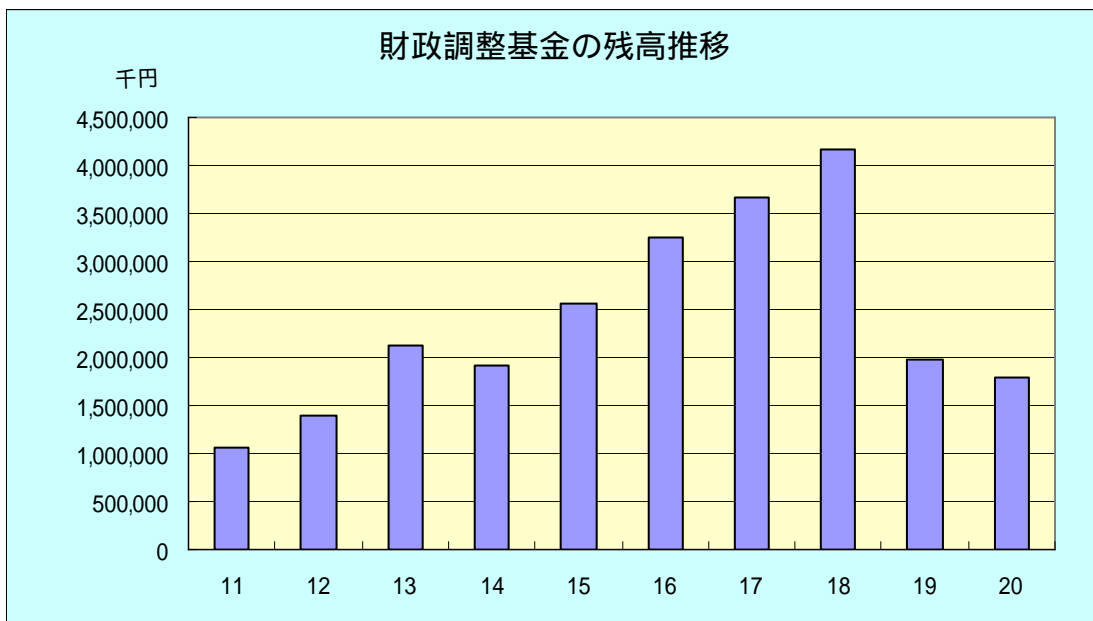
平成15年度、16年度は70億円を超えていた政策的経費は、18年度以降60億円台で推移しています。これは一般経常経費のところで説明したとおり、実施計画事業に係るランニングコストやシステムリース料など、経常的にその後も残っていく経費を一般経常経費に移し替えたためです。後年度に継続する実施計画事業は、新たな事業にまわすことのできる財源の圧迫要因になりますので、将来にわたって継続していく事業の採択にあたっては、投資効果の見極め等、より慎重な検討が必要になります。

2 基金及び市債の状況について

【財政調整基金の状況】

財政調整基金の18年度末残高は41.7億円でしたが、退職手当への対応、19年度中に生じた大型補正案件に対する財源対応（深沢清算事業団用地・土地開発公社からの小袋谷用地の取得等）などにより、19年度末の残高は平成14年度以来5年度ぶりに20億円を割り込み、約19.7億円になる見込みです。さらに平成20年度においても、財源不足への対応として約1.8億円の取崩しを予定しているため、平成20年度末残高は約17.9億円になる見通しです。

団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の支出増大に対し、財政調整基金の効果的な活用を図るなかで年度間の財源調整をはたしてきたこともあり、財政調整基金の残高の縮小は当初の想定どおりの状況ではありませんが、執行ベースでのさらなる経費の節減に努め、入札差金等を生み出すことで、財政調整基金に厚みを持たせていくことが今後の大きな課題になります。



11年度以降、18・19年度にピークを迎える退職手当への対応に備え、計画的に財政調整基金の積立を行ってきました。

18年度の市民一人当たりの財政調整基金残高は約2.4万円でしたが、20年度は約1万円にまで低下します。市民からいただいた貴重な税等を何の目的もなく財政調整基金にただ積んでおくことは問題です。一方で、災害等に備え一定の額は常にプールしておくことも必要になりますので、財政調整基金残高についてはどの程度が適正な水準かということを一概にいうことは難しいのが実情です。県下17市の一人当たり残高動向をみても、3千円程度から2万円を超える市まで千差万別ですが、鎌倉市としては最低でも一人一万円程度の残高はキープしていきたいと考えています。なお、県下の一人当たりの平成20年度末の残高見込み平均は13,762円、鎌倉市の残高水準は県下11番目の水準になります。

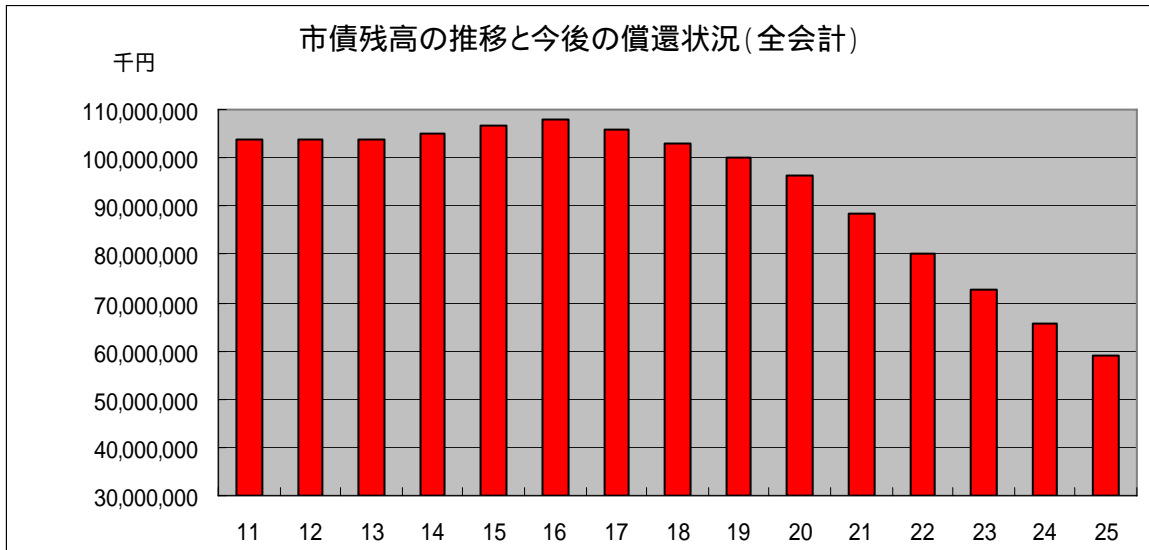
【市債の状況】

市債については、平成16年度末の残高（全会計）1,077.5億円から減少に転じ、平成19年度末は、平成9年度以来、10年ぶりに1,000億円の大台を切る見通しです。

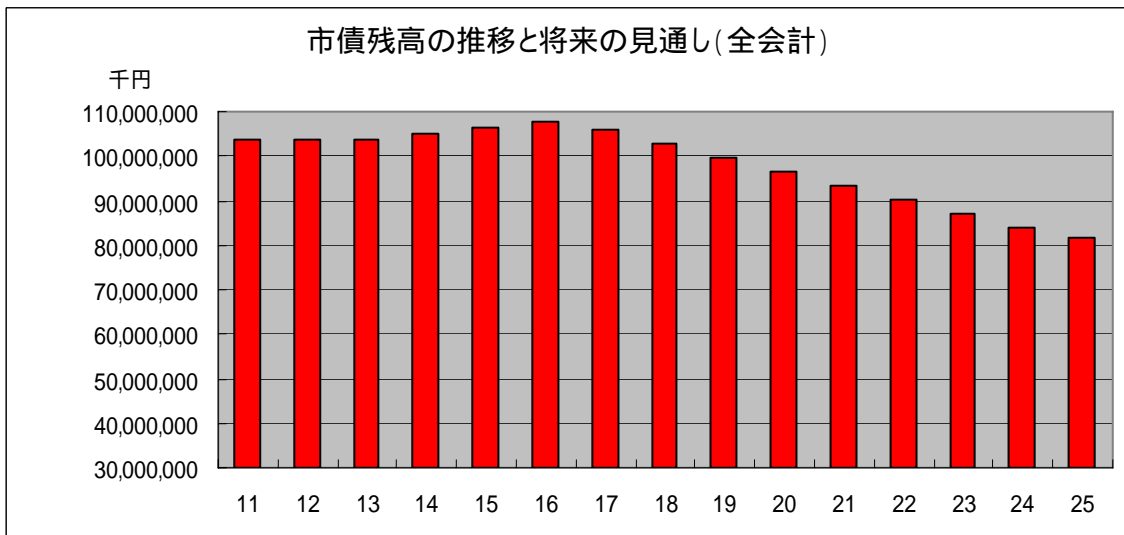
平成20年度末も、さらに残高の減少は進み、約960億円程度にまで縮小する見込みです。

市債は世代間負担の公平や、投資経費を平準化するメリット（公会計にはない概念ですが、企業会計でいうところの減価償却費に近い作用があるといわれています）があるため、今後も一定水準の行政サービスを維持していくためには必要不可欠なものです。

しかしながら、将来の財政の弾力性を制約する要因にもなるものであるため、後年度負担に十分留意し、元金の償還額と新規借入額のバランスや、プライマリーバランス等を十分に見定め適切な残高管理等をしながら活用していく必要があります。



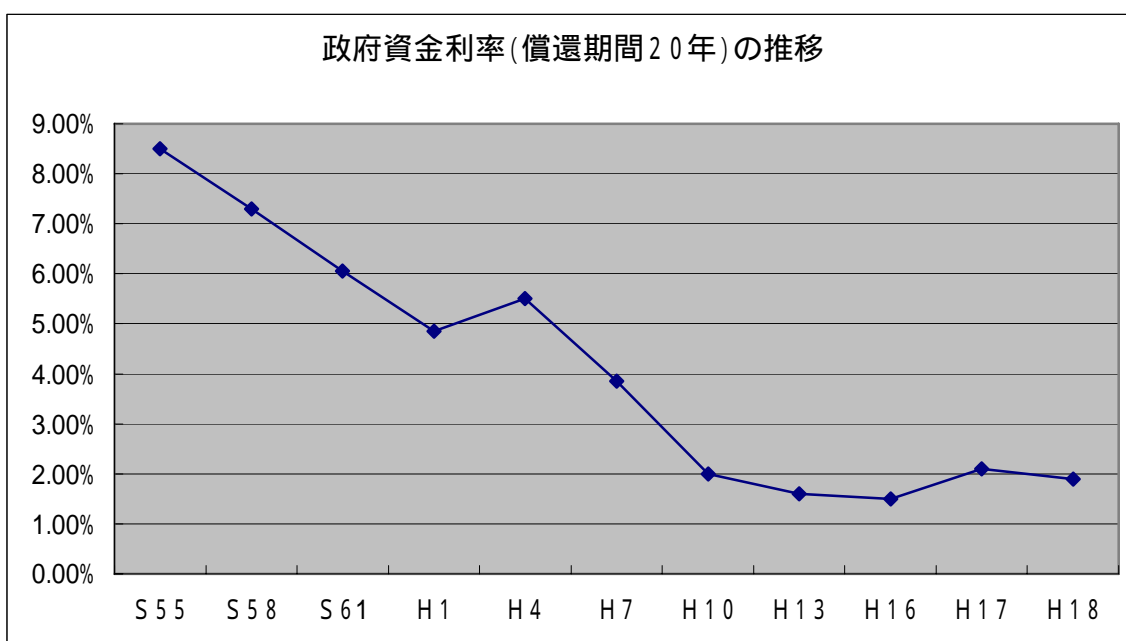
21年度以降の残高は、既に借り入れている市債についてどの程度償還が進むかを表しています。実際は、今後も毎年度一定の投資的事業に市債を活用していくことが想定されますので、21年度以降の残高に毎年度の新規借入れ市債を加えたものが今後の市債残高ということになります。下の表は、毎年度新規に50億円（みどり債の借換えを除く20年度借入れ並みの水準）を、20年償還・金利2%の条件で借り入れたことを想定した場合の残高見通しになります。



この推計条件においても、市債残高は段階的に縮小していくことがわかります。

市債の管理にあたり、これまで重視されてきた「起債制限比率」「実質公債費比率」などの財務指標は、すべて年間にいくらの借金を返しているのかという、フロー面に関する指標であり、市債残高などいわゆるストック面についての確立された指標はありませんでした。しかし、「財政健全化に関する法律」の成立により、全会計ベースでの市債の残高に加え、土地開発公社の簿価残高や将来の退職手当に対する引当金など、市が将来負担すべき潜在的債務についての財務指標（将来負担比率といいます）が新設され、平成19年度決算からその公表が義務付けられることになりました。

これにより、どの程度の市債残高であれば問題がないか、あるいは鎌倉市の将来負担は全国的にみてどのぐらいの水準にあるかなどが明らかになります。現在、指標の公表に向けて集計作業を行っているところです。



起債にあたり後年度負担を考えるには、金利動向が大きな鍵を握ります。市の借入れは民間市場よりも有利な条件で借りることができる一方で、繰上償還や借換えが原則として認められないため、いくらの借入れを行ったかだけでなく、利子をどれだけ払うかが後年度負担を強く拘束します。

仮に50億円を償還期間20年、金利2%で借入れた場合の元利返済総額は約60億円ですが、5%になると約80億円にまで増大します。

ちなみに、平成8年度の市債残高は928億円でしたが、この時の平均借入利率は約5%でしたので、後年度負担額は約1,200億円でした。平成18年度の市債残高は1,031億円ですが平均借入利率は2.2%程度ですので、潜在的な後年度負担額は1,160億円に低下しています。このように、市債残高だけでは後年度負担の影響度合いを測ることが難しい面がありますので、市債の借入れにあたってはその時々々の金融情勢や市場環境等を総合的に判断していく必要があります。

平成12年度は金利2.5%以下の借入れは25.9%しかありませんでしたが、平成19年度末は借入市債の78%を2.5%以下の金利で借りており、金利の低下傾向にあわせ低利での借入れを進めてきたことがわかります。

[おわりに]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月22日に公布されました。本法は、現行の再建法制を抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新たな法制を整備するものです。

このような国の流れは、経営力のない自治体の破綻が現実的な話になってきているなかで、自らを律し、財務管理をしていくことのできない組織が地域経営を担うこと自体が、地域破綻につながるとの認識が高まってきたためであると考えられます。

経営力のない自治体が、地域経営を担うこと自体が問題になりつつある現在、これまで以上に将来を見据えた行財政運営、地域経営が求められていますが、その最初の一步が、適切な財務情報の構築と市民への周知、そしてそれをもとにしての幅広い意見の交換、議論の積み重ねということになると考えています。

自治体破綻による被害は最終的には住民が背負うこととなります。にもかかわらず、破綻するまで住民は何も知らなかった、住民には何も説明していなかったではすまされません。

このため、多くの方に鎌倉市の財政を考えていただくための参考資料として、これまでとは違った角度から鎌倉市の財政の現状を分析し、まとめたものがこの報告書になります。

現段階での推計を示したものにすぎない部分もあるため、市債残高の見通しも含め、鎌倉市の財政状況がどのような形になっていくかは、今後の都市経営の手腕にかかっているといえます。

収支の均衡も財政構造の健全性の確保も、究極的には住民により充実したサービスを提供するための手段であって、それ自体が目的ではありません。

財政健全化努力が、市民サービスの低下を招き、将来の地域の活力を削ぐものであっては何の意味もありません。

市民サービスや基盤整備の質的拡大を図りつつ、一方で持続可能な財政基盤の構築を目指し最善の道を模索していくことが、これからの行政に与えられた大きな使命であると考えています。